

# 情報提供

那医発第 385 号  
令和6年12月18日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 玉城 仁



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「外来感染対策向上加算等を引き続き算定する医療機関との医療措置協定の締結に向けた協議実施について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

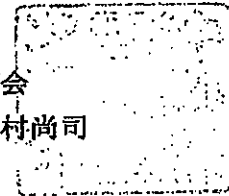
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

冲 医 発 第 1332 号  
令和 6 年 12 月 17 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 仲村尚司



## 外来感染対策向上加算等を引き続き算定する医療機関との 医療措置協定の締結に向けた協議実施について

今般、沖縄県保健医療介護部から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

令和6年3月31日までに「外来感染対策向上加算」の届出を行っている医療機関については、本年12月31日までの期間は経過措置により、要件が満たされているものとされており、

本件は、外来感染対策向上加算の経過措置が本年12月31日に終了となる為、引き続き算定を検討している医療機関において、医療措置協定の締結に向けた協議を県と未だ行っていない場合には、令和6年12月中に医療措置協定の締結に向けた協議が必要となる旨、お知らせするものです。

つましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

- 外来感染対策向上加算等を引き続き算定する医療機関との医療措置協定の締結に向けた協議実施について

(令和6年12月16日(事務連絡))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：高良、平良  
TEL：098-888-0087  
FAX：098-888-0089  
g2@okinawa.med.or.jp

事務連絡  
令和6年12月16日

沖縄県医師会長 殿

沖縄県保健医療介護部  
感染症対策課長  
(公印省略)

外来感染対策向上加算等を引き続き算定する医療機関との  
医療措置協定の締結に向けた協議実施について（依頼）

平素より、本県の保健医療行政に御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。  
標記の件について、令和6年12月11日付け事務連絡にて厚生労働省医政局地域医療計画課より、依頼があります。  
つきましては、各医療機関あて周知いただきますようお願いいたします。

沖縄県保健医療介護部感染症対策課  
感染症予防班 仲西  
電話：098-866-2013 FAX：098-869-7100  
E-mail：nakanimn@pref.okinawa.lg.jp

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

外来感染対策向上加算等を引き続き算定する医療機関との  
医療措置協定の締結に向けた協議実施について（依頼）

外来感染対策向上加算について、令和6年3月31日において現に外来感染対策向上加算の届出を行っている保険医療機関については、感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（第36条の2第1項の規定による通知（同項第2号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）であることの基準を、令和6年12月31日までの間に限り、満たしているものとみなされている。

また、感染対策向上加算について、令和6年3月31日において現に感染対策向上加算1、2の届出を行っている保険医療機関については、それぞれ感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関であることの基準を、令和6年3月31日において現に同加算3の届出を行っている保険医療機関については、感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関又は同項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（第36条の2第1項の規定による通知（同項第2号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）若しくは第36条の3第1項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）であることの基準を、令和6年12月31日までの間に限り、満たしているものとみなされている。

当該経過措置については、令和6年12月31日に終了となるが、施設基準の要件を満たした届出を、保険医療機関が所在する都道府県を管轄する地方厚生局各事務所に行った場合は、届出を行った日の翌月1日（月の最初の開庁日に届出を行った場合は、当月1日）から算定可能となっているため、引き続き、外来感染対策向上加算又は感染対策向上加算の算定を検討している管下の医療機関と貴都道府県との間で、令和6年12月中に医療措置協定の締結に向けた協議を実施されたい。

以上